

学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏 名	西森 利樹
学 位 の 種 類	博士（学術）
学 位 記 番 号	環情博甲第 346 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 26 年 9 月 25 日
学 位 授 与 の 根 拠	学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 4 条第 1 項及び 横浜国立大学学位規則第 5 条第 1 項
学 府 ・ 専 攻 名	環境情報学府 環境イノベーションマネジメント専攻
学 位 論 文 題 目	成年後見制度における法人後見の果たすべき役割 —高齢期の生活継続性を確保する支援体制の確立に向けて—
論 文 審 査 委 員	主査 横浜国立大学 教授 安藤孝敏 横浜国立大学 教授 志田基与師 横浜国立大学 准教授 長谷部英一 横浜国立大学 教授 周佐喜和 横浜国立大学 教授 関ふ佐子

論文及び審査結果の要旨

本学位論文は、介護保険制度において重視される高齢期の生活継続性の確保の観点から、成年後見制度における法人後見の果たすべき役割を明らかにしたものである。

本論文の第 1 章では、わが国の高齢社会の現状ならびに成年後見制度の理念および内容が概観され、成年後見制度と車の両輪とされる介護保険法における改正経緯から高齢期の生活継続性の確保の観点を用いて検討することが論述された。

第 2 章では、成年後見人の要件および現状が検討され、法人後見に関する従来の研究状況が整理された。法制化の前後を通じ法人後見に関する議論はなされており、法制化後は、主に法人後見の役割の捉え方およびメリット・デメリットに関する議論がなされていた。法人後見の役割に関しては、個人の成年後見人の例外として限定的に捉える見解および限定的に捉えない見解が提唱されていた。

第 3 章では、制度制定時における法人後見の役割が明らかにされた。具体的には、成年後見制度の制定に至るまでには、成年後見問題研究会、法制審議会民法部会成年後見小委員会、衆議院および参議院法務委員会で審議がなされていた。法人後見に関しては、導入の可否、明文化の要否、法人の要件と資格、利益相反の取り扱いに関する議論がされており、法人後見の役割は、導入の可否に関する議論の中でなされていた。法人後見を導入する理由としては、当初、①適切な個人の成年後見人がいない場合の受け皿および②成年後見人の選択肢の拡大の二つの意見が出されていた。その後の審議過程における議論においては、一つ目の意見は採用されず、法人後見は成年後見人の選択肢を拡大するためのものとして制定された。したがって、制定時において、法人後見は限定的な役割として制度化されていなかったといえる。

第 4 章では、成年後見制度において、高齢期における生活継続性の確保が問題となりうるのかどうか、また、高齢期の生活継続性を確保するための成年後見のあり方を明らかにすることを通して、法人後見の役割が検討された。第 1 節では、高齢者の生活の継続性を維持するための介護サービスを導入した介護保険法の改正時の議論および介護保険事業者の指定に関する裁判例が検討され、高齢期の生活継続性が法的にも重視されつつあることが指摘された。第 2 節では、現在主流である個人による成年後見において、高齢期の生活継続性の確保が問題になるのかを明らかにした。この点、現行法上、成年後見支援の継続性に関する規定はなく、他方、介護保険制度に関する裁判例では、地域密着型サービスの特質からサービスの継続的・安定的提供の必要性が導かれていた。そこで、成年後見事務の具体的な内容から特質を検討し、その特質として支援の継続性を導いた。先行研究においては、成年後見事務の継続性を前提とした議論がなされていたが、実際の成年後見事務において、支援の継続性確保が問題となるのかどうかは、実証的に明らかにされていなかった。そこで、

この点を明らかにするために、個人の成年後見人に対する質問紙調査を実施し、その結果、成年後見人は、成年後見事務の継続性に関する懸念を有しながら職務を行っており、成年後見において、成年後見事務の継続性の確保が問題となりうることが分かった。第3節では、第2節の内容を前提とし、法人後見において、成年後見事務の継続性がどのように確保されているのかを明らかにした。先行研究では、法人は長期的・継続的後見に適しているとの指摘があった。ただし、この指摘は法人の本質から導かれるものであり、成年後見において実際に継続性が確保されうるのかは実証的に明らかにされていなかった。そこで、成年後見人を受任している法人を対象とし、継続的業務を確保するためにどのような取り組みを行っているのかに関する質問紙調査を実施した。その結果、法人後見においては、①複数担当者によるチーム対応、②専門的対応、③記録の完備・引き継ぎおよび④連携・ネットワークにより、成年後見事務の継続性を確保していることが分かった。これら4つの事項は、成年被後見人に対する支援の充実に資するものであり、職業的、専門的かつ組織的な対応によって成年後見事務の継続性の確保を図ることができる法人後見には積極的な役割があると考えられた。

最後に、第5章では、本論文の結果と先行研究との関係を述べた上で、高齢期の生活継続性を確保する支援の体制として、法人後見が果たすべき役割が総合的に考察された。従来、立法過程全体を検討した研究および高齢期の生活継続性の確保のための支援のあり方に関する実証研究はなされていなかった。これに対し、本論文では、制度制定時に法人後見が限定的な役割として制度化されておらず、また、高齢期の生活継続性を確保する上で、法人後見には積極的な役割があることが指摘できた。今後、認知症高齢者および独居高齢者の更なる増加が予想されている。介護保険制度では、生活の継続性の重視に続き、地域包括ケアシステムの構築を図るべく改正の審議がなされている。こうした状況に対応し、高齢者に対する安定的な支援体制を確立するためにも、成年後見が法人によってなされるべきであると結論づけられた。さらに、今後の課題として、成年後見を行う法人の適正化および質の確保を図るため、法人の人的・運営基準等の法的整備の必要性が指摘された。

本学位論文は、成年後見制度の立法過程全体の議論に関する一次資料を用いた歴史研究および高齢期の生活継続性の確保のあり方に関する調査研究に基づき、法人後見の果たすべき役割を緻密に考察したものである。特に、法人後見が限定的ではない、より積極的な役割を有し、高齢者に対する安定的な支援体制を確立するためには、成年後見が法人によってなされるべきであるとの指摘は学術的にも重要な知見といえる。審査委員による本学位論文の内容に関する質疑に対して適切に回答できること、その他の学力・業績と合わせ、専攻の学位審査の基準に照らして学位の授与に十分であると結論し、審査員は、全員一致して、博士（学術）の学位に値すると判断した。

注 論文及び審査結果の要旨欄に不足が生じる場合には、同欄の様式に準じ裏面又は別紙によること。